

# 労働・助成金情報 特急便

第 137 号 (2024 年 6 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

年 1 回の標準報酬の定時決定の手続きが近づいてきました。手続きの期限と手続きの概要について確認をします。

## 【算定基礎届】

社会保険に加入している被保険者は、実際の賃金と標準報酬の大きな差をなくすため、年 1 回、標準報酬を決定します。

4 月・5 月・6 月に支給される給与を算定基礎届で提出をして、標準報酬月額を決定し直します。決定し直された標準報酬月額は、9 月から翌年 8 月まで適用されます。

## 【手続期限】

毎年 7 月 1 日から 7 月 10 日まで（10 日が土曜または日曜の場合は翌営業日が提出期限になります。）

## 【標準報酬月額の決定方法】

毎年、7 月 1 日現在で使用される全被保険者について、4 月、5 月、6 月（いずれも支払基礎日数 17 日以上※）に受けた報酬の総額をその期間の総月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を決定します。

※特定適用事業所に勤務する短時間労働者は 11 日以上

4月	報酬	}	報酬総額
5月	報酬		(4月+5月+6月)
6月	報酬		3
			= 報酬月額

## ■ 現物支給の通勤定期券や食事などは含めるのか？

通貨以外のもので支払われる食事、住宅（社宅や寮）、通勤定期券、自社製品などについては、現物支給になるため、通貨に換算して金銭と合算して標準報酬月額の決定をします。

食事と住宅に関しては、都道府県ごとに厚生労働大臣が価額を定めています。

<食事>

食事については、本人負担額が厚生労働大臣が定める価額により算定した額の 3 分の 2 以上の場合、報酬には含めません。3 分の 2 未満の場合は現物給与の価額から被保険者負担を引いた価額になります。

<住宅>

住宅の家賃等を被保険者から徴収している場合は、現物給与の価額から徴収額（負担額）を差し引いた額が現物給与額になります

### 【短時間労働者の定時決定】

この短時間労働者は、正社員よりも短時間（週 30 時間以上）で労働する者をいいます。出勤日数によって決定方法が異なります。

① 4月、5月、6月の3カ月間のうち支払基礎日数が17日以上1カ月以上ある場合

該当月の報酬総額の平均を報酬月額として標準報酬月額を決定します。

② 4月、5月、6月の3カ月間のうち支払基礎日数がいずれも17日未満の場合

3カ月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の報酬総額の平均を報酬月額として標準報酬月額を決定します。

③ 4月、5月、6月の3カ月間のうち支払基礎日数がいずれも15日未満の場合

従前の標準報酬月額にて引き続き定時決定します。

### 【特定適用事業所の短時間労働者の定時決定】

この短時間労働者は、特定適用事業所の短時間労働者の社会保険加入の要件を満たす者をいいます。

① 4月、5月、6月の3カ月間のうち支払基礎日数がいずれも11日以上1か月以上ある場合

当該月の報酬総額の平均を報酬月額として標準報酬月額を決定します。

② 4月、5月、6月の3カ月間のうち支払基礎日数がいずれも11日未満の場合

従前の標準報酬月額にて引き続き定時決定します。

### ～短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大～

現在、被保険者数が101人以上の企業等では、短時間労働者の社会保険加入義務がありますが、令和6年10月からは、被保険者数が51人以上の企業等も短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。これらの企業等を「特定適用事業所」といいます。

被保険者数が50人以下の企業等であっても、被保険者の同意に基づいて短時間労働者の社会保険加入対象の事業所になることも可能です。

この特定適用事業所に該当する企業等には、事前にお知らせが届きます。

### 【短時間労働者の社会保険加入の要件】

- 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
- 所定内賃金が月額8.8万円以上であること（臨時の賃金、賞与、割増賃金、最低賃金に算入しない賃金は除く）
- 学生でないこと（休学中、定時制、通信制の学生は除きます）

### 【被保険者資格取得届】

社会保険の加入要件の際には、時間外手当、精皆勤手当、通勤手当などは含めませんが、短時間労働者も一般の被保険者と同様に、「報酬月額」には時間外手当、精皆勤手当、通勤手当等を含めます。

### 【被保険者区分変更届】

雇用契約の変更等により、「一般の被保険者」が「短時間労働者」となる場合、または「短時間労働者」が「一般の被保険者」となる場合は、「被保険者区分変更届」の提出が必要です。

参考資料・参考サイト：厚生労働省HP「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大」  
「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集（令和6年10月施行分）」  
「定時決定（算定基礎届）」